

国営造成施設総合水利調整管理事業
笛吹川沿岸地区河川協議資料作成その2業務

特 別 仕 様 書

関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所

項 目	内 容
<p>第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目 的) 第1-2条</p> <p>(場 所) 第1-3条</p> <p>(履行確実性評価の 達成状況の確認) 第1-4条</p> <p>(一般事項) 第1-5条</p>	<p>国営造成施設総合水利調整管理事業 笛吹川沿岸地区河川協議資料作成その2業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、国営笛吹川沿岸地区の水利権に係る用水諸元の決定等を行うことを目的とする。</p> <p>本業務において対象とする施設の場所は、山梨県甲府市他4市1町で別添施行位置図に示すとおりである。</p> <p>本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。</p> <p>なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。</p> <p>① 審査項目a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合</p> <p>② 審査項目d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合</p> <p>③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合</p> <p>④ 業務成果品のミス、不備等</p> <p>業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。</p> <p>(2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。</p> <p>(3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。</p>

項 目	内 容														
(管理技術者) 第1-6条	<p>管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="432 309 1441 622"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 309 836 342">資 格</th> <th data-bbox="836 309 1123 342">技術部門</th> <th data-bbox="1123 309 1441 342">選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 342 836 465" rowspan="2">技術士</td> <td data-bbox="836 342 1123 421">総合技術監理</td> <td data-bbox="1123 342 1441 421">農業-農業土木 農業-農業農村工学</td> </tr> <tr> <td data-bbox="836 421 1123 465">農業</td> <td data-bbox="1123 421 1441 465">農業土木、農業農村工学</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 465 836 544">シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)</td> <td data-bbox="836 465 1123 544">農業土木</td> <td data-bbox="1123 465 1441 544"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 544 836 622">博 士</td> <td data-bbox="836 544 1123 622">業務に該当する部門</td> <td data-bbox="1123 544 1441 622"></td> </tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工学	シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)	農業土木		博 士	業務に該当する部門	
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学													
	農業	農業土木、農業農村工学													
シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)	農業土木														
博 士	業務に該当する部門														
(担当技術者) 第1-7条	<p>担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。</p>														
(配置技術者の確認) 第1-8条	<p>共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画に位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。</p>														
(保険加入) 第1-9条	<p>受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。</p> <p>また、監督職員からの請求があった場合は保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>														

項 目	内 容															
第2章 作業条件 (基本条件) 第2-1条	<p>本業務における基本条件は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 笛吹川地区概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国営笛吹川土地改良事業（昭和46年度～昭和63年度） 主要工事：用水路105.3km、調整池20か所、揚水機場10か所、 水管理施設1式 ② 国営笛吹川沿岸土地改良事業（平成24年度～令和3年度） 主要工事：取水工1カ所、用水路96.9km ③ 受益面積：4,145 ha（普通畑：434 ha、樹園地：3,711 ha） ④ 主要作物：ぶどう、もも、野菜 <p>(2) 現行水利権の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 受益面積 4,145 ha（樹園地：3,711 ha、普通畑：434 ha） ② 最大取水量等 <table border="1" data-bbox="408 786 1444 987"> <thead> <tr> <th data-bbox="408 786 619 869"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">区分</div> <div style="margin-left: 10px;">期間</div> </div> </th> <th data-bbox="619 786 823 869">4/1 ~ 6/30</th> <th data-bbox="823 786 1027 869">7/1 ~ 8/31</th> <th data-bbox="1027 786 1232 869">9/1 ~ 10/31</th> <th data-bbox="1232 786 1444 869">11/1 ~ 翌年3/31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="408 869 619 929">本取水口</td> <td data-bbox="619 869 823 929">2.26 m³/s</td> <td data-bbox="823 869 1027 929">3.24 m³/s</td> <td data-bbox="1027 869 1232 929">2.41 m³/s</td> <td data-bbox="1232 869 1444 929">1.35 m³/s</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 929 619 987">年間総取水量</td> <td colspan="4" data-bbox="619 929 1444 987" style="text-align: center;">30,770 千m³</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ③ 取水量を確保するため、広瀬ダムによる流水の貯留を利用する。 	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">区分</div> <div style="margin-left: 10px;">期間</div> </div>	4/1 ~ 6/30	7/1 ~ 8/31	9/1 ~ 10/31	11/1 ~ 翌年3/31	本取水口	2.26 m ³ /s	3.24 m ³ /s	2.41 m ³ /s	1.35 m ³ /s	年間総取水量	30,770 千m ³			
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">区分</div> <div style="margin-left: 10px;">期間</div> </div>	4/1 ~ 6/30	7/1 ~ 8/31	9/1 ~ 10/31	11/1 ~ 翌年3/31												
本取水口	2.26 m ³ /s	3.24 m ³ /s	2.41 m ³ /s	1.35 m ³ /s												
年間総取水量	30,770 千m ³															
(作業条件) 第2-2条	<p>本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。</p> <p>(1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法について監督職員と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。</p> <p>(2) 本業務において生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。</p>															

項 目	内 容																				
(貸与資料等) 第2-3条	<p>貸与資料は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="427 353 1417 1086"> <thead> <tr> <th data-bbox="427 353 1305 409">貸与資料</th> <th data-bbox="1305 353 1417 409">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="427 409 1305 488">国営笛吹川土地改良事業計画書（農業用排水）（昭和 45 年度）及び変更計画書（昭和 58 年度）</td> <td data-bbox="1305 409 1417 488">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 488 1305 566">国営笛吹川沿岸土地改良事業計画書（国営造成土地改良施設整備）（平成 24 年度）（営農計画書含む）</td> <td data-bbox="1305 488 1417 566">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 566 1305 645">笛吹川地区河川協議書（笛吹川農業水利事業）（平成 17 年 4 月 1 日同意）</td> <td data-bbox="1305 566 1417 645">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 645 1305 723">笛吹川地区河川協議書（笛吹川農業水利事業）（平成 29 年 8 月 9 日同意）</td> <td data-bbox="1305 645 1417 723">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 723 1305 801">平成 23 年度 西関東土地改良調査管理施設長寿命化検討調査 笛吹川沿岸地区事業計画検討業務報告書</td> <td data-bbox="1305 723 1417 801">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 801 1305 880">平成 25 年度 笛吹川沿岸国営施設機能保全事業 河川協議資料作成業務 報告書</td> <td data-bbox="1305 801 1417 880">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 880 1305 958">平成 26 年度 笛吹川沿岸国営施設機能保全事業 河川協議資料作成補足業務 報告書</td> <td data-bbox="1305 880 1417 958">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 958 1305 1037">令和 4 年度 広域農業基盤整備管理調査 笛吹川沿岸地区農業基盤基礎調査業務 報告書</td> <td data-bbox="1305 958 1417 1037">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1037 1305 1086">令和 5 年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 笛吹川沿岸地区河川協議資料作成業務 報告書</td> <td data-bbox="1305 1037 1417 1086">1 式</td> </tr> </tbody> </table>	貸与資料	数量	国営笛吹川土地改良事業計画書（農業用排水）（昭和 45 年度）及び変更計画書（昭和 58 年度）	1 式	国営笛吹川沿岸土地改良事業計画書（国営造成土地改良施設整備）（平成 24 年度）（営農計画書含む）	1 式	笛吹川地区河川協議書（笛吹川農業水利事業）（平成 17 年 4 月 1 日同意）	1 式	笛吹川地区河川協議書（笛吹川農業水利事業）（平成 29 年 8 月 9 日同意）	1 式	平成 23 年度 西関東土地改良調査管理施設長寿命化検討調査 笛吹川沿岸地区事業計画検討業務報告書	1 式	平成 25 年度 笛吹川沿岸国営施設機能保全事業 河川協議資料作成業務 報告書	1 式	平成 26 年度 笛吹川沿岸国営施設機能保全事業 河川協議資料作成補足業務 報告書	1 式	令和 4 年度 広域農業基盤整備管理調査 笛吹川沿岸地区農業基盤基礎調査業務 報告書	1 式	令和 5 年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 笛吹川沿岸地区河川協議資料作成業務 報告書	1 式
貸与資料	数量																				
国営笛吹川土地改良事業計画書（農業用排水）（昭和 45 年度）及び変更計画書（昭和 58 年度）	1 式																				
国営笛吹川沿岸土地改良事業計画書（国営造成土地改良施設整備）（平成 24 年度）（営農計画書含む）	1 式																				
笛吹川地区河川協議書（笛吹川農業水利事業）（平成 17 年 4 月 1 日同意）	1 式																				
笛吹川地区河川協議書（笛吹川農業水利事業）（平成 29 年 8 月 9 日同意）	1 式																				
平成 23 年度 西関東土地改良調査管理施設長寿命化検討調査 笛吹川沿岸地区事業計画検討業務報告書	1 式																				
平成 25 年度 笛吹川沿岸国営施設機能保全事業 河川協議資料作成業務 報告書	1 式																				
平成 26 年度 笛吹川沿岸国営施設機能保全事業 河川協議資料作成補足業務 報告書	1 式																				
令和 4 年度 広域農業基盤整備管理調査 笛吹川沿岸地区農業基盤基礎調査業務 報告書	1 式																				
令和 5 年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 笛吹川沿岸地区河川協議資料作成業務 報告書	1 式																				
(貸与資料の取扱い) 第2-4条	<p>第2-3条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。 (3) 貸与資料から得られる情報は、業務を実施する以外の目的で使用してはならない。 (4) 全ての貸与資料について、複製、持ち出しをしてはならない。業務の遂行上これらの行為が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。 (5) 貸与資料により得られる情報のうち、個人を特定できる一切の情報について遵守するものとし、「複製」「外部への持ち出し」「改変」等の行為をしてはならない。 (6) その他、資料の貸与が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。 																				

項 目	内 容																								
第3章 設計作業 内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	<p>本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。なお、詳細は別紙1「作業項目内訳表」に示すとおりとする。</p> <p>作業項目表</p> <table border="1" data-bbox="443 517 1410 837"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 資料の検討</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 用水計画の更新</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 2-1. 用水諸元の検討</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 2-2. 水収支計算</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 2-3. ダム水収支計算</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 河川協議書(案)の作成</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 点検取りまとめ</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	作業項目	数量	備考	1. 資料の検討	1式		2. 用水計画の更新			2-1. 用水諸元の検討	1式		2-2. 水収支計算	1式		2-3. ダム水収支計算	1式		3. 河川協議書(案)の作成	1式		4. 点検取りまとめ	1式	
作業項目	数量	備考																							
1. 資料の検討	1式																								
2. 用水計画の更新																									
2-1. 用水諸元の検討	1式																								
2-2. 水収支計算	1式																								
2-3. ダム水収支計算	1式																								
3. 河川協議書(案)の作成	1式																								
4. 点検取りまとめ	1式																								
(作業の留意点) 第3-2条	<p>設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 報告書作成において、共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(2) 報告書作成において、第2-3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(3) その他</p> <p>① 作業の進め方及び作業の方法等については、あらかじめ監督職員と十分打合せを行うものとする。</p> <p>② 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p>																								

項 目	内 容
<p>第4章 打合せ (打合せ) 第4—1条</p>	<p>共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 作業着手段階（対面） 第2回 中間打合せ（WEB）（水収支計算結果出力段階） 第3回 中間打合せ（WEB）（河川協議書（案）作成段階） 第4回 中間打合せ（WEB）（河川協議説明資料作成段階） 最終回 成果とりまとめ段階（対面）</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について監督職員と相互に確認するものとする。 また、中間打合せはWEBを考えている。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p>
<p>第5章 成果物 (成果物) 第5—1条</p>	<p>本業務は電子納品対象業務とする。</p> <p>(1) 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>1. 成果物の電子媒体（CD-RもしくはDVD-R）正/副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）により別途1部を提出するものとする。</p> <p>2. 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。</p>

項 目	内 容
(成果物の提出先) 第5-2条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 静岡県菊川市加茂2280-1 関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条 第7章 定めなき 事項 (定めなき事項) 第7-1条	業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。 (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (4) 履行期間の変更が生じた場合。 (5) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。 (6) その他重要な変更が生じた場合。
この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり、疑義を生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

国営造成施設総合水利調整管理事業 笛吹川沿岸地区河川協議資料作成その 2 業務

【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	数量
1. 資料の検討	業務の実施にあたり、貸与する資料及び既存笛吹川沿岸地区水収支計算プログラム（表計算形式）、既存広瀬ダム水収支計算プログラム（表計算形式）の内容を把握する。	1 式
2. 用水計画の更新 2-1. 用水諸元の検討	水収支計算に必要となる次の用水諸元の検討を行う。 (1) 受益面積 ハウス受益面積（ぶどう＋もも）を「令和 5 年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 笛吹川沿岸地区河川協議資料作成業務」で関係 JA から収集した資料により検討する。 必要に応じて関係 JA への聞き取り調査を行う。 (2) 受益面積以外の諸元 受益面積以外の諸元は、「令和 5 年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 笛吹川沿岸地区河川協議資料作成業務」水収支検討 Case10-4 を使用するものとする。 (3) (1)、(2) 諸元を上記によらない必要が生じた場合は事前に監督職員と調整するものとする。	1 式
2-2. 水収支計算	(1) 水収支計算は発注者が貸与する水収支プログラム（表計算形式）を使用し、「2-1. 用水諸元の検討」で検討した諸元により水収支計算を行うものとする。 (2) 水収支計算結果及び「令和 5 年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 笛吹川沿岸地区河川協議資料作成業務」の水収支検討 Case1、Case10-4、Case16 の 4 ケースの内、現行の水利権パターン、年間総取水量と同じになることを目標とすること（十分条件）、及び河川協議説明を考慮し監督職員と調整し 1 つのケースを選定する。 選定に当たり、「2-3. ダム水収支計算」も考慮する。 (3) 水収支計算を行うにあたり次の事項に留意する。 使用前に現行水利権の水収支計算が再現できることを確認する。	1 式
2-3. ダム水収支計算	(1) 発注者が貸与する広瀬ダム水収支プログラム（表計算形式）を使用し、「2-2. 水収支計算」(1)で検討した水収支計算を基にしたダム収支計算を行う。 (2) 使用前に現行水利権の水収支計算が再現できることを確認する。	1 式

作業項目	作業内容	数量
3. 河川協議（案）の作成	「2-2. 水収支計算」で選定したケースについて、現行水利権の河川協議書を基に水利権変更河川協議書（案）を作成する。	1 式
4. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式